

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」
に基づく研究機関に対する令和４年度履行状況調査の調査結果について

１．調査の目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年１０月１日農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）（以下、「ガイドライン」という。）第７節に定める履行状況調査は、機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものであり、調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断された機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置が講じられることとなるものである。

２．調査対象・内容等

（１）調査対象（１１機関）

農林水産省から競争的資金等の配分を受ける全ての機関の中から以下の１１機関を選定した。

○当省から競争的資金等を配分されている機関のうち、令和４年度に資金配分している機関で、かつ令和５年度も継続予定の機関から選定（１１機関）。

- ・株式会社リグノマテリア
- ・ネオマテリア株式会社
- ・株式会社 CTI リード
- ・株式会社ヘルスケアシステムズ
- ・ネポン株式会社
- ・ホルトプラン株式会社
- ・三陽機器株式会社
- ・ヤスハラケミカル株式会社
- ・エア・ウォーター北海道株式会社
- ・全国酪農業協同組合連合会
- ・株式会社 KANSO テクノス

（２）調査内容・方法

機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、調査対象機関が提出する体制整備等自己評価チェックリストにより実施した。

調査の観点※（例）

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか

- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
 - ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
 - ⑤競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
 - ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

3. 調査経過

令和4年10月3日	対象機関への調査の通知（依頼）
令和4年12月初旬～	
令和5年3月下旬	体制整備等自己評価チェックリストの提出
令和4年12月初旬～	提出された体制整備等自己評価チェックリストにより
令和5年 9月	書面調査を実施し、一部履行に向けた取組みが十分でない機関について改善を促し、履行確認を実施

4. 調査結果

書面調査を実施し、一部履行に向けた取組が十分でない機関について、個別に改善を促した結果、改善に向けた取組が確認できた。

5. 今後の取組

新たに契約となる機関等を中心に履行状況調査を実施し、公的研究費の管理・監査体制の一層の整備に向けた取組状況について、継続的な確認作業を行う。